

(補助対象となる小規模事業者の定義等)

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- ※ 業種の判定については、現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します。
- ※ 「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

補助対象となりうる者	補助対象とならない者
<p>○会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人（弁護士・税理士等））</p> <p>○個人事業主（商工業者であること）</p> <p>○一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）</p>	<p>○医師、歯科医師、助産師</p> <p>○系統出荷による収入のみである個人農業者 （個人の林業・水産業者についても同様）</p> <p>○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</p> <p>○一般社団法人、公益社団法人</p> <p>○一般財団法人、公益財団法人</p> <p>○医療法人</p> <p>○宗教法人</p> <p>○学校法人</p> <p>○農事組合法人</p> <p>○社会福祉法人</p> <p>○申請時点で開業していない創業予定者（既に税務署に開業届を提出していても、税務署の受領日が令和4年10月1日以降のものは補助対象外）</p> <p>○任意団体 等</p>

- ※ 特定非営利活動法人は、以下（ア）（イ）の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（20人以下）を用います。
- （ア） 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。
- （イ） 認定特定非営利活動法人でないこと。